

平成25年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成25年9月4日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 6号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 報告第 2号 平成24年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について
- 第 5 議案第31号 平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 6 議案第32号 平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について
- 第 7 議案第33号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 8 議案第34号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 9 議案第35号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第36号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第37号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第38号 町道の認定について
- 第13 議案第39号 町道の廃止及び認定変更について
- 第14 陳情第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 第15 陳情第 6号 道州制導入に反対する意見書採択について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

1番	小 畑	傳 君
2番	滝 波	登喜男 君
3番	金 元	直 栄 君
4番	齋 藤	則 男 君
5番	長 岡	千恵子 君
6番	原 田	武 紀 君
7番	川 治	孝 行 君
8番	川 崎	直 文 君
9番	多 田	憲 治 君
10番	上 坂	久 則 君
11番	長谷川	治 人 君
13番	松 川	正 樹 君
14番	渡 邊	善 春 君
15番	河 合	永 充 君
16番	上 田	誠 君
17番	酒 井	要 君
18番	伊 藤	博 夫 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松 本 文 雄 君
副 町	長	田 中 博 次 君
教 育	長	宮 崎 義 幸 君
消 防	長	竹 内 貞 美 君
代 表 監 査 委 員		小 山 和 男 君
企 画 財 政 課 長		小 林 良 一 君
会 計 課 長		伊 藤 悦 子 君
監 理 課 長		南 部 顕 浩 君
税 務 課 長		川 上 昇 司 君

住 民 生 活 課 長	野 崎 俊 也 君
環 境 課 長	山 口 真 君
福 祉 保 健 課 長	山 田 幸 稔 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 永 裕 弘 君
農 林 課 長	河 合 淳 一 君
商 工 観 光 課 長	酒 井 圭 治 君
建 設 課 長	山 下 誠 君
上 水 道 課 長	山 本 清 美 君
下 水 道 課 長	太 喜 雅 美 君
永 平 寺 支 所 長	酒 井 暢 孝 君
上 志 比 支 所 長	加 藤 茂 森 君
学 校 教 育 課 長	山 田 孝 明 君
生 涯 学 習 課 長	長 谷 川 伸 君
町 立 図 書 館 長	堀 まさ美 君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	清 水 満 君
書 記	平 林 竜 一 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る8月27日、町長より平成25年第5回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会して、ここに本議会が開会できますこと、心より厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれておりますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読されまして、ご協力をお願い申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策として、国、県で取り組みを実施しておりますクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装はノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。また、本日は決算認定でありますので、上程いたしました関係上、代表監査委員に出席をいただいております。ご報告を申し上げます。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成25年第5回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、金元君、4番、齋藤君を指名いたします。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日、9月4日から9月19日までの16日間といたしました

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、9月4日から9月19日までの16日間と決定いたしました。

次に、町長より本定例会に提出されます議案について提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長(松本文雄君) 平成25年第5回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べますとともに、提案いたします議案等についてご説明いたします。

暦の上では立秋が過ぎ、数日前からようやく朝夕が涼しくなり秋を感じる季節を迎えております。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。

本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご多忙の中ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

まず、さきの臨時国会におきまして、本県選出の山崎正昭前副議長が第30代参議院議長に就任されました。本県からの参議院議長は初めてであり、心よりお祝い申し上げますとともに、国民生活の向上と日本国発展のため、これまでの経験を生かし、重責でのご活躍をご期待申し上げます。

さて、7月の参議院選挙は、自民・公明与党が国民の圧倒的な支持を得ましたが、国民の期待に応えるべく努力、研さんをし、政治の役割を担っていただきたいと思います。

特に、活力ある経済を築くため、日本経済の低迷から本格的に脱することが重要で、景気の回復、雇用の改善を図り、真に活性化できるような成長戦略の策定と実行であります。

政府は実質経済成長率を2.5%との見通しを発表しており、前回見通しを上方修正しておりますが、国民生活においては実感として伝わってこないのが現実であります。

T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) への参加については、我が国の立場は十分主張しながら強い決意で臨んでもらいたいと思います。

そのほか、社会保障制度の抜本的な見直しと財政再建問題など、国民生活の安定を最重要課題として位置づけ、健全な経済社会情勢の構築を図り、国民が希望と安心が持てる生活重視の政策推進に全力を挙げて取り組むことを願っております。また、都市と地方の格差を是正するなど、真の地方分権改革の実現に向け、強力かつ実効ある改革を進められるよう強く求めるものであります。

さて、合併後8年目を迎え、町では平成18年度から行政改革の大綱実施計画により積極的に行財政改革を推進しております。平成18年度から24年度までの7年間における行財政改革の主なものとして、人件費の抑制では町職員を49人削減するなど9億500万円を削減しており、事務事業評価制度を活用した事務事業の見直しなど経費の抑制で3億2,000万円、繰り上げ償還や借りかえによる利子の削減など公債費の抑制で8億9,200万円となっております。

また、歳入の確保として、町有地の売却や嘱託徴収員及び県地方税滞納整理機構による滞納町税の確保など2億1,800万円となっております。

これにより、7年間の行財政改革による効果は、歳出削減による効果が2億2,300万円で、歳入確保による効果と合計いたしますと2億3,400万円の効果がありました。

財政調整基金につきましては、平成24年度末の残高は2億3,700万円で基金全体では2億9,000万円になり、7年間で約1億3,700万円を積み立てました。

さらに、これまでの住民サービス向上の取り組みとして、毎週火曜日の窓口業務延長、税金などのコンビニ納付開始や指定管理者制度の導入、支所の課及び分室機能の本庁集約など、公共施設と行政組織の再編及び電子自治体の推進にも積極的に取り組みました。

町ではことしもさまざまなイベントを開催しておりますが、8月25日には永平寺大燈籠ながし、そして28日には子ども議会を開催いたしました。

えいへいじ大燈籠流しは、ことしも町民の皆様を初め、特に県内外から多くの方々のご来場をいただき、夏の風物詩として感動ある催しとなり大きな成果を上げ、永平寺町の生き生きとした姿を県内外に広く発信できたものと思っております。これもひとえに、伝統を守り新たなまちづくりにかける町民の皆様の熱い思いと実行委員会の皆様のご尽力のたまものと感謝いたしております。

子ども議会は、町内3つの中学校から20名の子ども議員が出席し、「わかりやすい防災マップの作成を」や「教室にエアコン設置を」など建設的な意見提案

が投げかけられました。今後のまちづくりに大いに活かしてまいりたいと考えております。

また、今月16日には敬老会、29日には体育祭を、10月に入り、19、20日は産業フェアを、26日には総合防災訓練を開催することとしており、多数の町民の皆様のご参加を願っているところであります。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

9月3日、福井地方裁判所から有限会社高志タクシーに係る破産手続開始通知書が送付されたところであり、また、当該事件の破産管財人である弁護士からは、有限会社高志タクシーの事業における公益的な側面に配慮し、裁判所から事業継続の許可を得て当面事業を継続するとの連絡文書が送付されております。

このことから、現在、当社との契約により運行している松岡地区におけるコミュニティバスについてはこれまでどおり運行されることとなりますが、連絡文書によれば、今後1カ月をめどに他社への事業譲渡や何らかの形での事業承継を考えているとのことであることから、継続的、安定的なコミュニティバス運行について関係者と十分協議していくこととしております。

次に、健康福祉施設永平寺温泉「禅の里」について申し上げます。

7月13日の営業開始以来、町内の皆様を初め、町外からもご家族連れや旅行者など多くの方々にご利用いただいております。営業開始から8月末までの入館者数は1万3,503人で、1日平均275人が利用され、町民の皆様からは「泉質がよくていい施設ができてよかった」「近くにいい温泉ができてありがたい」といった声をたくさんお聞きしているところであります。

今後も多くの方々にご利用いただけるように、運営内容やサービスの向上、健康教室や施設でのイベントなどの充実、またテレビや新聞、ホームページなどを利用して町内外へのPRを行い、入館者の増加を図りたいと考えております。

次に、道路網の整備について申し上げます。

一般県道栃神谷鳴鹿森田線につきましては、福井県知事を初め多くの地元関係者の方々のご出席をいただき、7月17日に開通式を行い、光明寺地区から浅見地区までの延長3.2キロメートルが全線供用を開始したところです。

現在は、従来の国道416号と一般県道栃神谷鳴鹿森田線の2本の幹線道路への交通量が分散し、朝夕の渋滞緩和と通勤時間の短縮などに効果があらわれているところです。

中部縦貫自動車道につきましては、6月14日に国土交通省から、永平寺東イ

インターチェンジから上志比インターチェンジまでの5.3キロメートルについて平成28年度の供用開始が発表され、これにより、永平寺大野道路全線26.4キロメートルの全線供用開始時期が明確に示されたこととなります。現在、松岡インターチェンジ付近ではオンランプ、オフランプの上部工事が進められており、来春にはこれらの暫定供用を予定しており、平成26年度の供用開始に向けて着実に進捗しております。

また、谷口地区から轟地区までの区間については橋梁架設や道路改良工事などを行っており、谷口高架橋では橋桁の架設工事を行い、光明寺1号橋では橋脚の設置工事が終了し、橋台工事に着手しております。轟1号橋では下部工事の工事用道路の整備を行っており、轟4号橋では下部工事に着手するための仮設道路の準備工事が進められております。

それではここで、本定例会に上程いたします議案等について申し上げます。

まず、平成25年度一般会計補正予算（第2号）についてであります。総額212万5,000円の増額となっており、平成24年度からの繰越金による歳入の補正、行政訴訟弁護士料及び御陵小学校プールろ過機、ポンプの取りかえ、永平寺中学校職員室の空調設備等の修繕に伴う歳出の補正を行いました。この補正予算につきましては7月8日付で専決いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

平成24年度財政健全化判断比率の報告であります。法律の規定に基づき、実質公債費比率を初めとする5つの指標を公表するものであり、平成24年度決算における本町の状況は、健全な団体として、いずれも国が定める基準値以内となっております。今後も積極的に行財政改革を進め、真に必要な事業を優先して推進するなど、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成24年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計の決算認定であります。それぞれの会計について決算書を調整し、監査委員の決算審査を受けましたので、法律の規定に基づき、議会に提出し認定をお願いするものであります。

次に、平成25年度一般会計の補正予算（第3号）の主なものについて申し上げます。

歳出から申し上げますと、総務費では、永平寺口駅周辺整備事業で旧京都電燈古市変電所外観保存に係る設計業務委託料を計上したほか、若者の定住促進を支援するための補助金及び防犯対策事業で地域の防犯灯設置補助金を増額しております。

民生費では、子ども・子育て支援法の成立に伴い、質の高い幼児期の保育等を実施するため、保育の利用状況ニーズを調査し、子ども・子育て支援事業計画を策定するための所要の経費を計上いたしました。

また、衛生費におきましては、住宅用太陽光発電設備に対する補助金を増額しております。地球温暖化への関心や省エネに対する町民の意識が高まり、平成24年度末までに170の設置者に対して支援をしており、今年度も既に20件以上の申し込みをいただいております、この制度を推進していきたいと考えております。

農林水産業費では、有害鳥獣の捕獲数の増加見込みに伴う報償費を増額しております。

消防費におきましては、市荒川地区に設置されている防火水槽の改修工事を行います。

教育費においては、学校施設の快適な教育環境を整備する観点から、小中学校の教室にエアコンを設置するための受電設備の改修の必要性など空調設備の整備に係る調査業務を行い、設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上により、本年度一般会計9月補正予算の総額は3,873万2,000円となった次第であります。

これら歳出の財源となります歳入におきましては、国庫支出金、県支出金のほか、前年度からの繰越金を充てることとしております。

介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出においては平成24年度実績による介護給付費及び地域支援事業交付金の国庫等への返還金を計上しており、その財源となります歳入については前年度からの繰越金を充てることとしております。

次に、条例の一部改正について申し上げます。地方税法及び消防法施行令が改正されたことに伴い、本町の関係する条例の一部を改正する必要性が生じたため、永平寺町税条例の一部改正など3本の条例の改正案を提案するものであります。

そのほか、中部縦貫自動車道建設及び一般県道栃神谷鳴鹿森田線の完成に伴う町道の認定等が2件であります。

これら提案いたします議案等につきましては、上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

地方にとりましては、依然として厳しい状況の中にあり、なお一層健全で責任ある行政運営が求められているところであります。私は、これまで以上に町民の

視点で行財政改革を推進し、定住の促進と全ての地域の振興を図り、愛町普遍の精神で住みよいまちづくりを進め、町民の皆様の信頼と期待に応えてまいりたいと考えております。

以上、本定例会の開会に当たり、所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

～日程第3 承認第6号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第3、承認第6号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程いただきました承認第6号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、平成25年7月8日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,250,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,287万円とお願いするものでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

款2総務費、目1一般管理費、行政訴訟弁護士料49万4,000円につきましては、町道認定無効確認請求訴訟第2審の判決について、6月19日付で本町の勝訴が確定いたしましたので、顧問弁護士の成功報酬42万円及び出廷日当7万4,000円を計上させていただきました。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、修繕料36万1,000円につきましては、御陵小学校のプールのろ過機のポンプが故障し、水泳の授業及び夏休みのプールの一般開放に対応するため、修繕費用を計上させていただきました。

きました。

次に、同じく項3中学校費、修繕料127万円につきましては、永平寺中学校の職員室の水冷式空調設備の冷却圧縮機が故障し、取りかえが必要となったことから、空調設備の修繕費用を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

款18繰越金、純繰越金212万5,000円につきましては、7月専決補正予算に係る財源といたしまして、平成24年度からの純繰越金を計上させていただきました。

以上、承認第6号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 3点あります。

1つは、行政訴訟の弁護士の成功報酬ということで49万4,000円が出廷日当等含めて出ております。これはいわゆるどういう計算根拠になっているのか、基準があれば。それと、着手金は幾らだったのかというのちょっとお聞きしたいですね。それが1つ。

2つ目は、小学校のプールのポンプの取りかえがあるのと、空調設備の取りかえがあります。何年に設置されたのか、この間知らせてほしいということですから、そのことだけちょっとお聞きします。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 最初のお尋ねでございますが、行政訴訟の件でございますが、着手金につきましては21万円ということで、これは24年の4月27日に既にお支払いを済ませております。

それから、成功報酬42万円の根拠というお話でございますが、これは委任契約書に基づきまして、委任契約書の中で報酬金という項目の中で42万円というふうな定めがなされております。

それから、出廷のための日当でございますが、これは1回当たり1万500円

ですか、こういうことで、これも委任契約の中で定めております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほど質問ありました御陵小学校のプールの件です。

プールそのものは昭和45年に建設されました。その後、平成9年にプールろ過ポンプの整備というか更新を行い、既に16年が経過しました。

次に、永平寺中学校の件ですけれども、職員室がある建物、俗に言う管理棟校舎なんですけれども、これは昭和51年に建設されました。その際に空冷式の空調機器も同時に整備し、これまで約37年間経過している状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 弁護士の成功報酬の問題ですが、本来、着手金が21万円なら成功報酬も21万円というのが相場やと思っているんですね。たしか勝った場合は倍もらうというふうな話もあるんですが、それはあんまり根拠がないんじゃないか。

特に顧問弁護士というと、以前は年間顧問料も払っていましたから、そういうことを考えると、僕はやっぱりきちっとしたことをしていく必要があるのかなって思っています。だからちょっと訴訟の状況から言うと、本来は金額に対して幾らかとか、訴訟の対象になる金額に対して幾らかとかっていうことがあるんですが、それがいい場合は、いわゆる報酬については、例えば少額の訴訟の場合なんかは金額も安いとか、金のない人に対してはほとんど大した金額が要らないよというところで、それなりに弁護士会で決められていると思うんですね。やっぱりそこらもあんまり、勝ったから倍払うというふうなことをする必要はないと私は思っているんで、その辺は十分考えてほしいと思います。

もう1点は、設置の年代なんかは最初から書いてあれば、整備の年代が書いてあればそれなりに思うんですが、プールのろ過機は16年、空調については37年ということで、それらは数字を聞くとびっくりするふうなこともあります。しかし、もし空調、37年目の交換ということになれば、いろんなどころできちっとしたメンテナンスをしていけばそれなりの年数耐えられるんじゃないかということもあるので、そこらはいいいところ悪いところはやっぱりあるし、機械の当たり外れ、メーカーによっても違うというふうなこともあるのかもしれませんが、

そこらは行政にとってどうなんかというのを、こういうのを機会に示しながら進めてほしいな。きちっとやっぱり見据えながら進めてほしいなというところであります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 答弁は？

○3番（金元直栄君） 成功報酬の考えについては、まあいいですけど、私はそう思っているんでちょっと ということです。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

承認第6号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 報告第2号 平成24年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第4、報告第2号、平成24年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を議題といたします。

この報告については、代表監査委員の出席を求めています。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程いただきました報告第2号、平成24年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてご報告をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

平成24年度永平寺町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定

により、監査委員さんの意見を付して議会へ報告をするものでございます。

議案書の10ページをお願いいたします。

永平寺町財政健全化判断比率等につきましては、財政健全化法に規定された基準比率に応じて、自治体の財政健全度合いを5つの指標を用いてあらわされるものでございます。本町の指標は、本年も国の定める早期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標についてご説明をいたします。

実質赤字比率につきましては、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものでございますが、黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体として赤字の度合いを指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものでございますが、一般会計、特別会計、企業会計、全ての会計で黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、実質公債費比率につきましては、借入金、地方債の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化して、自治体の収入、標準財政規模に対する負債返済の割合及び資金繰りの程度を示すものでございます。本町におきましては、地方債の借入れの返済金並びに一部事務組合が起こした本町分の公債費及び上水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計の繰出金等が対象となっております。また、実質公債費比率につきましては、平成22年から平成24年度までの3カ年の平均であらわされるものでございます。平成24年度の実質公債費比率は13.8%となり、昨年の14.1%と比較いたしますと0.3%の改善となっております。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借金、地方債や将来支払っていく可能性のある負担等で、現時点での残高を指標化して、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものでございます。一般会計の起債現在高、債務負担行為、一部事務組合が起こした本町分の起債残高、全職員の退職手当支給予定額など、将来にわたって抱えている負債が対象となります。平成24年度の将来負担比率は56.2%となり、昨年の65.2%と比較しますと9%の改善となっております。

次に、公営企業における資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化

の度合いを示すものでございます。上水道事業会計や下水道事業会計などの実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており問題はないと判断されます。

なお、議案書の11ページから12ページにつきましては、8月8日に実施いたしました平成24年度永平寺町財政健全化判断比率等の審査結果と意見につきまして、監査委員さんよりご提出されたものでございます。

以上、平成24年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 指標につきましては非常に低い、ほんで健全だということですが、それでも、これは決算のところでも出ていますが、年間17億5,000万円程度の起債償還が毎年続いているところです。これを見ますと、いわゆる町の会計に占める割合で言うと19.5%程度。これは年によって、国の補正なんかがなければ、例えば当初だけでいくともっと高い数字になるんですが、その分硬直化している面も見られると思うんですね。確かにその裏づけは国、かなりの部分がされているところが、約半分近くは国によって裏づけされていると言われていますが、これらの金額と町の行政運営というんですかね、との関係で言うと、どうお考えなんですかね。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） まず平成24年度の決算、歳入につきましては9億2,469万3,000円と、また歳出につきましては8億6,469万3,000円と歳入差し引き総額は5億9,314万9,000円となっております。また、実質収支につきましては、繰越金を除きますと3億8,485万9,000円と、この歳入歳出につきましては健全なる財政運営を図っているものと思います。

また、この行財政改革、特に人件費の抑制とか事務事業の見直しとかそういうふうなものを含めていろいろと永平寺町といたしまして健全な財政運営に努めているところとございまして、平成24年度のこの結果を、決算を見てみましても、町といたしましてもしっかりと財政運営に努めているということで、私とい

たしましても十分とは言えないかもわかりませんが、しっかりとした財政運営をやっていると自負しております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） この財政健全化比率の報告が求められるようになったのは、自治体の破綻の問題等が話題になり出してから、それを一つの法制化するという事でされているんだと思うんですが、現実的に行政ってちょっとおもしろいんですね。これ決算のところでも監査委員さんにはちょっと質問するつもりでいるんですが。

町長の任期は4年、本来で言うたら、私で言うたら、自分の任期中に借金を返せないものについては本来慎重に考えるべきだと思うんですね。よっぽどの社会インフラとして共通の認識のある整備以外は。ところが、自治体では平気で20年、25年という借金をして施設建設というのがあるわけですね。そういう負の遺産が今も続いているわけですね。その問題が出てきて、現実的にその金額がどうなのかといたら、当初でいくと八十数億に対して17億5,000万ぐらいの借金返済があるとしたら2割超になるんですね。その部分はほとんど使えないということですから、ある意味、行政もしくは財政運営上、そういう問題については真剣にやっぱり、そのことだけに視点を当てて考えるなんてことは行政ではあるんでしょうか。

これは町長に聞いたほうがいいんかね。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） いろいろお話いただきましたけれども、基本的には財政の健全化を図ることが非常に重要であると思っています。そのためにそれぞれの、例えば、これ町長の任期もありますけれども、任期に何をするかということは十分考えていかなければならないと思っていますが。ただ、そのいろいろな事業そのものが単年度で終わるとかということでないものもいっぱいありますので、そうしますと、町というものはずっと継続的に、50年でも100年でも続いていくということでもありますので、その中でトータル的にやっぱり、いろいろな流れの中でどういう形にするかということは非常に大事だと思っています。

感想的に申し上げますと、合併したときには県内で2番目ぐらいに悪い財政状況だと思っています。そして今は県内で一、二番を争ういい財政状況だと思っていますので、それはこれまでの事業もありますし、これからの事業もありますし、

そこをどうやって選択しながらしていくということが非常に大事であると思っておりますので、これまでの事業があくとかあかんとかということでもありません。ですけれども、やっぱり時代に応じた新しいそういう行政需要も生まれてきますので、それをどうやってやっていくかということです。

それで、今、この財政健全化のこういうものが非常に重要になってきましたのも、それは夕張市のお話からこういうことになってきましたけれども、やはりこれまでの継続の中のことも十分見ることも必要ですし、これからやっていくことも見る必要があります。ただ、任期の中で、長い間といいますか、長い町のそういうふうな中で、やはり町民の幸せを求めるのにどういう形が一番求めることができるかということも考えていかなければなりませんので。ただ、ずっと、いつも借金の返済ばかりの機関では、またこれもそのときに住んでいる方のこともまた違うと思いますし、いろんなことを考えてしていくことが非常に大事だと思っております。ちょっと感想的な言葉で申しわけありませんけれども。

ただ、この間の議会でもいろいろありましたように、給食費の無償化を始めました。これは非常に好評でありまして、先日ですか、8月24日だと思うんですけども、教職員の大会というのがありました。教職員というのは、聞きましたら5,700人ほどいらっしゃるそうですけれども。何年に1回か回ってきまして、ことしは永平寺と勝山と大野で教職員の大会がありまして2,000人を超える先生方が来られたんですけれども、種目が幾つかありまして何種目かを永平寺町で行っていただいたんですけれども、そのときにいろいろお話を聞きましたのは、給食費無償化ということが、学校給食でありますけれども、やはり子どもたちに与える影響といいますか、なかなかそういうものが、負担を求めているときにそういう、家庭の都合もありますし、いろんな意味で非常に苦労されているということを聞いております。特に福井市なんかは、あんまり数字的なことは申し上げられませんが、そういうことで滞る面も多いということも聞いておりますので、そういうものを子どもたちのところで、給食費というのを全部負担していただいておりますけれども、そういうことをなくすということが非常にこれからの学校教育では大事でないかと思っております。そういうことで給食の無償化を始めたところでありまして。そのときそのところの中で一番重要なところを十分考えて進めていくということは大事だと思っておりますので、これまでの事業も大事ですしこれからの事業も大事、今やっていることも大事ですけれども、そこを十分考えていくことが、そういう健全化の中でどういう取り組みをしていくかと

いうことだと思っております。

答えはちょっと違うと思いますが。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 給食無償化の話を書いたわけじゃないんですが、それについてはやっぱりきちとした根拠づけ、条例、本来で言ったら憲法で定めている教育費の無償化に含めるという宣言などをしたほうが、僕はやっぱり根拠が示されていていいのではないかなと思います。そういう努力も必要じゃないかなと。

ただ、この健全化の問題、現実的には2割ぐらいのお金を、会計で集めてきた金を返しているんですが、これの裏返しが国ですから、少なくとも国のようにはならないようにぜひお願いしたいと思っています。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） この健全化で資料をいただいておりますね。その4ページを見ますと、実質公債費比率というのは24年度から過去3年間の平均ということで、これ24年度と単年度に限りますと13.555幾らということで、これは過去今まで、単年度に限って言えば一番いい数字じゃないかなと、低い数字じゃないかなと思うんですけども。そこで、もちろん実質公債費比率がいいというのは元金償還が減ってきたのと、それから事務組合などの負担金の減少というような説明を受けました。それで、元金償還については、旧3町村でやった大型事業がありましたね。サンサンホールとかふれセンとかyou meパークとか。それはまだ少し、たしか償還としては残っていると思うんですけども、この単年度で償還が少し減ったというようなことだと思うんですけども、この辺の原因ですね。これ一番上のほうの元金償還のここを、表の一番上の左側にあるんですけども、これ見ると9億8千幾らということで、必ずしも22年度なんかよりもちょっと、ここの1番については償還額が多くなっているんですよ。これ何でこんなに減ったのかなというのが一つと。

それから、負担金なんかやったら福井坂井広域圏の関係の負担金がかかなり低くなっているというようなことで、そこが影響しているのかなとは思うんですけども、その辺のちょっと少し大きな減った要因か何かあればちょっと教えて欲しいのと。

それから、将来的にはこれ、恐らく私はもうちょっと、この24年度決算が最低ベースで、また広域圏なんかで事業なんかやり始めますから少しふえるんじゃないかと。

ないかなと、数字が上がっていくんじゃないかなという予想をしているんですけども、その辺は企画財政課長はどんな予想をされているんかお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 1点目の主な要因でございますが、今資料をちょっと持ち合わせてないので、また後日説明させていただきます。

それと実質公債費比率ですけれども、これは中期財政計画でもお示ししたいと思っておりますけれども、町としましては、今14.1%ですけれども、14%の後半ぐらいまでに徐々に少しずつふえていくんじゃないかなということで予想をいたしております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

○3番（金元直栄君） ちょっと訂正。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 申しわけないです。さっき一般会計に占める17億5,000万ぐらいと言ったんですが、特別会計も含めての計算も考えなあかんの。あと事務組合の関係もあるので、その辺では正確には2割を超すというのが正確ということだけ言っておきます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 訂正やね。はい、訂正。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） なければ、これにて質疑を終わります。

以上で報告第2号、平成24年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第5 議案第31号 平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第6 議案第32号 平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第5、議案第31号、平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第6、議案第32号、平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての2件を一括議題とします。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第31号、平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第6、議案第32号、平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についてについては一括議題とします。

この決算認定については、代表監査委員の出席を求めています。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長(伊藤悦子君) ただいま一括上程されました議案第31号、平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について並びに議案第32号、平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定につきまして提案の理由のご説明を申し上げます。

議案書は13ページから27ページでございます。

議案第31号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、また議案第32号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会のご認定をお願いするものでございます。

各会計とも、関係法令の定めるところによりまして調整いたしました決算関係書類とともに、上水道事業会計は去る5月31日に、一般会計及び特別会計は去る8月2日、5日、6日、8日の4日間にわたり、監査委員さんの審査を受けました。議案第31号関連、議案第32号関連として、別紙のとおり監査委員さんより審査意見書のご提出をいただいております。

何とぞよろしくご審議いただきまして、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 監査委員への質問もいいんですね、今。

○議長(伊藤博夫君) はい。

○3番(金元直栄君) 私、決算認定に際して、特に代表監査委員さんが出席されていきますので、あんまり機会がないのでこの際、毎年よく似た質問ではあるんです

が、幾つか指摘事項との関連でもお聞きしたいと思っています。監査委員さんのいわゆる指摘事項ですが、これは16ページに主に書いてあると私は思っています。まず監査委員さんに質問を幾つか最初に言ってしまいますので、それに答えていただければと思うところです。

1つは、監査委員をしてきて、この決算監査などをするだけでなしに、日常の毎月の監査等を行ってくる中で率直に思われていることは。さらに、この第1の指摘の中で、先ほども言いましたが、それでも年間返済額が17億6,000万円としてきている点について率直な感想をお聞きしたい。

2つ目は、これもまた毎年聞いているんですが、国はこの間、緊急経済対策として大型の補正予算を何度もやってきました。本町の予算等を見ていると、地域の経済対策に本当に貢献しているかどうか。監査委員から見てどうなのか。余りにも町内の各種工事や委託等について町外の業者に出しているのではないかなと思う点もあるので、その辺をどうお考えになっているのか率直にお聞きしたいですね。

3つ目は、これも指摘事項の3番目で指摘されていますが、人口2万人の町に多過ぎる公共施設、私も言ってきました。今回は監査委員の指摘にもちゃんとあるわけですが、町の回答はどうだったのか。また、私は町のテンポが遅過ぎるのではないかといつも思って質問しているんですけども、この方向性が示されずに改修や耐震を進めていくというのは、手戻りも含めて監査委員としてはどう思われているのかなど。

4つ目は、これは国保は特別会計なんであれなんですが、ちょっと後、関係あることもあるのでここで言うておきます。この決算は、前年度の繰越金が800万円程度でしたが、それをどうしていくかということで、会計では基金繰り入れを6,450万円されています。基金残はそれで1億4,000万ぐらいあったのが8,200万に減っているんですが、さらに会計残が1億970万、1億1,000万ぐらい会計残があります。それを考えると、実質4,000万円の会計上の残になるのかなど。今後いろいろな国への返還などのことも含めるともう少し減っていくこともあるのかなと思うんですが、しかし、全体として見て会計の状況は決してよくない。町民にとっては今後、いろいろ聞いていると、消費税の増税も含めてどうなるかわからんのですが、いろんな負担増がめじろ押しだと。一般会計に余裕があるなら繰り入れをしてこのような負担増を抑えるべきではないかなと私は思っているんですが、その辺率直にどう思われているのか。

5つ目には、税の問題です。これも監査委員の指摘がされています。5番目です。私は税の問題で言いますと、税負担の公平性の面からもとということで監査委員は指摘しているんですが、私は徴収率のアップをという指摘についてはわからないわけではないんですが、本町の場合、問題なのは、税の徴収のところで滞納繰越分が非常に多いということです。町民税で約1億5,000万、国保で、切り上げも含めてですが約6,000万、計2億1,000万ぐらいの滞納繰越分があるわけですね。この中で私たちが知りたいのは、徴収可能見込みのあるもの、可能性、見込みのあるもの。この金額はどうなったのかというのはやっぱり議会には知らされていないんですね。もしその回収見込みがないとなれば不納欠損処理が必要なのに、合併後これが大幅に減ることはなかったんですが、不納欠損処理をどこでするのかも含めて、町から示されているかどうかというのをお聞きしたいですね。

6つ目には、これは4番目の指摘でされているんですが、公用地の借地の必要性、経済性、これ指摘されているのはどういうことなのかというのを率直にお伺いしたいところであります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小山和男君） たくさん質問をいただきまして大変、ちょっと困っているんですけども。

1番目に言われました率直な決算の考え方、感想ですか、これにつきましては、今議員さん言われましたように、毎年17億前後の返済額があるということで、24年度の末の地方債の残、これが127億、それから予算が大体100、特別会計合わせましてやっぱりその前後あるということで、これが。感想という話ですけれども、当然町民のニーズ、それから現在の生活水準をできるだけ維持していきたい、サービスも上げていきたいということであればやむを得ないのかなと。生活水準も福祉もできるだけ現在を維持し、それをアップするというのであれば、17億が仕方ないかなという、仕方ないという言い方はちょっとおかしいかわかりませんが、町民のニーズに応えるためにはやむを得ない数字であるかなというような考え方を持っております。ただ、先ほど話ありましたように、行財政改革等をしていただいて、できるだけ返済額が小さくなるように頑張りたいというのが私の率直な考え方でございます。

それから、2番目の地域に貢献云々というお話でしたけれども、入札を見ます

と当然町民のインフラに対しての要望はたくさんあるんだろうとっております。入札結果なんかを見ましてもほとんど、八十数%、90%近くだったと思うんですけども、ちょっと数字は忘れちゃったけれども、町内業者にほとんど発注されているように聞いております。という意味では、十分町民のニーズ、それから町内の方々の要望には、そういう意味では応えられているのではないだろうかというふうに感想は持っております。

それから、3番目の人口2万人に対する施設の多さという問題でございますけれども、これは昨年も監査委員のほうからも検討する余地があるんじゃないだろうかというお話はさせていただきました。それで、公共施設につきましては、合併時にたくさんいっぱいあった関係もあるんだろうと思うんですけども、この施設につきましては当然理事者側のほうでも考えておられるようでありまして、いかにして利用していくか、また、統廃合等もどうですかというお話もさせていただきました。そういう意味では、理事者側のほうでも、これからどういうふうに使っていくか、また当然、先ほど言いました統廃合、また極端な言い方ですけども撤去もどうかと、そういう問題につきましてもすぐできる問題ではないというようなお返事もいただいておりますし、当然そうだろうと思います。長期計画を立てていただいて、今後どうしていくか、どういう運営のあり方がいいかということについて考えていただきたいというのが私の考え方でございます。

それから、ちょっと4番目の個々の決算云々、基金というのはちょっと意味よくわからなかったんですけど、また後から、何やったら教えていただきたいと思うんですけど。

それから、税の問題で滞納の問題、これは先ほど議員さん言われましたように、不納欠損の問題は当然あるんだろうと思います。私ども監査委員のほうでもそういう話はさせていただいております。これにつきましては、当然法にのっとり所定の手続を経ていただいて、不納欠損の取り扱いは、その手続を踏んだ上で慎重に考えて決定していただきたいということを思っております。ただ、1カ月おくれや3カ月おくれで、もちろん支払いしていただける方もいらっしゃるということでなかなか判断は難しいとは思いますが、いわゆる、どう言ったらいいんですか、行方不明になっている方がいらっしゃるとかそういう問題があるんだろうと思うんですね。そういうことにつきましては、やっぱり所定の手続を踏んで、不納欠損なら不納欠損で計上するという方法もあるんだろうとは思っております。

それから、最後に土地の借り上げの問題ですけれども、各施設いっぱい土地、当然必要ですから、借り上げしているところが監査のほうで見受けられました。ただ、数字的に一番考えなあかんのは、その土地は真に必要な土地であるかどうか、それから面積が妥当であるかどうかという問題ですね。それともう一つは、借上料を計上しているわけですけれども、小さい数字、面積も金額も少ない数字は、例えば買収する方法がないだろうかというようなことも考えていただけないだろうかというのが、ここに指摘しました土地のあり方について、公共施設の必要性、借地についての必要性ということについて指摘させてもらったところでございます。

それだけですかね。以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 一通り大体聞いて、お考えについてはそれなりに毎回感じているところです。

1番目の質問に対してですが、私は、先ほどちょっと財政健全化の支出のところで言いましたが、国はもっとひどいんですけれども、自治体でもいわゆる自分のとき以外、先送りできる借金も、それも途方もない。我々がうち建てるのとはちょっと違う感覚でやられているという、その話もあるので、その辺は監査委員としても十分見ていただきたいなと思っているところです。

2つ目の緊急雇用の問題で言うと、ただ、私が言いたいのは、ほかの市町ではいわゆるそれなりの金額については市外に絶対に出さないと。要するに、自治体外の業者を指名することは、それを請け負える能力のある業者が区域内にいないという場合もあるんですが、そんなことは絶対しないよって平気で言われる自治体のほうが多いんですね。そこらは、やっぱりこういう不況時には十分考えなあかんし、もしなかなかそういうことがなければ、そういう業者を育成することも含めて行政というのは考えていいんじゃないかなと私は思っているところです。

人口2万人の町で、いろいろそれぞれで施設の問題については論議していると言うし、指摘もされていると言うんですが、合併してそれなりの期間がたちましたので、僕はもうこれをおくらせることはできないんじゃないかなと思っています。

国保の問題で言いますと、またこれは決算認定のところでいろいろ質問させていただきます。ただ、会計の状況から見ると、今年度は繰り入れしなくても十分やっていた金額になっているんですね。これからまた出ていく金がそれなりに

あるにしても、会計にそれなりの整合性があると、さらに一般会計では余裕があるという、合併して11億円ほど基金を積んできたわけですから、そんな金があるんならそれなりに支援してもいいのではないかとということです。それはそれで捉えていただければいいかと。

税の問題で言うと、やっぱり滞納繰越分の金額約2億を超しているということは、ほかの自治体でもあるんでしょうけれども、大きい。ただ、この全貌がやっぱり見えていない。この部分は、いわゆる分割納入というんですか、ということできちっと話しされていて担保されているんだよと、この部分はもういないとか、これはもう完全に徴収不能とかというのをやっぱり示す時期に来てるし、その不納欠損も法にのっとって進めるならきちっとせなあかんのではないかと。これをそのまま指摘されつつ長く残すというのは問題だと思っています。

公用地の借地の問題については、十分私も監査委員さんのことについてそうだなと思います。ただ、今、監査委員のこういう指摘について行政がどう考えているかというのは、どこかで1回表明をお願いしたいなと思うところです。

私の質問はそれだけですけど。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

これにて質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

議案第31号、平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び議案第32号、平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての2件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、11月予定の臨時会までに審査の結果を議長に提出願います。

～日程第7 議案第33号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第7、議案第33号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程をいただきました議案第33号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の30ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,873万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億8,160万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、31ページから32ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の地方債の変更につきましては、33ページの第2表、地方債補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

38ページをお願いいたします。

款2総務費、目5企画費、旧京都電燈古市変電所外観保存補強工事設計業務委託料382万2,000円につきましては、永平寺口駅周辺整備事業に伴う旧京都電燈古市変電所（レンガ館）の現況調査の結果、外観及び屋根の保存をするため補強工事が必要となりましたので、設計業務委託料を計上させていただきました。

後段の補助金、定住促進支援事業補助金570万円につきましては、永平寺町への定住人口の増加を図るため、若者の住宅取得に対する購入費及び子育て経費などの補助でございますが、昨年を上回る要望があり今後も見込まれますので、補助金の増額分を計上させていただきました。

次に、目6防犯費、防犯施設整備補助金107万6,000円につきましては、安全で明るいまちづくりのため、新規で防犯灯を設置する自治会に補助するもので、昨年を上回る要望があるため増額分を計上させていただきました。

次に、目7支所費、庁舎維持管理工事268万2,000円につきましては、永平寺支所及び上志比支所内にあります重油貯蔵の地下タンクが、地下貯蔵タン

クに対する危険物流出事故防止対策等に係る法令の改正に伴い廃止することが必要となりましたので、既設地下タンクの廃止工事費及び地下タンクの廃止に伴う地上式の重油タンクの設置工事費用を計上させていただきました。

39ページをお願いいたします。

中段の款3民生費、目5子育て支援事業費、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料453万2,000円につきましては、平成24年度に子ども・子育て支援法が成立し、新たな子ども・子育て支援の新制度のもとで幼児期の保育支援を実施するため、保育の利用状況ニーズ調査及び子ども・子育て支援の事業計画を策定するための委託料を計上させていただきました。

次に、款4衛生費、目3環境衛生費、住宅用太陽光発電等設備導入補助金238万2,000円につきましては、温暖化への関心や電力供給に対する需要が高まったことから申請が増加したため、補助金の増額分を計上させていただきました。

次に、款6農林水産業費、目2農業総務費、有害鳥獣駆除報償454万9,000円につきましては、有害鳥獣捕獲数が当初よりふえることが見込まれるため、報償費の増額分を計上させていただきました。

40ページをお願いいたします。

後段の款9消防費、目3消防施設費、防火水槽漏水改修工事261万2,000円につきましては、防火水槽が漏水により水槽内の水量が減水していることから、有事の際に備えるため、修繕工事費を計上させていただきました。

41ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、学校施設空調設備整備調査業務委託料590万円につきましては、学校施設の教育環境の整備を図るため、エアコンを設置するための小学校7校の空調設備整備調査業務委託料を計上させていただきました。

同じく、項2中学校費、学校施設空調設備整備調査業務委託料241万3,000円につきましては、小学校同様に、中学校3校の空調設備整備調査業務委託料を計上させていただきました。

後段の目2教育振興費、学校文化事業費補助金14万5,000円につきましては、上志比中学校吹奏楽部の北信越大会への出場に対する交通費などの補助金を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、36ページをお願いいた

します。

款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金、社会資本整備総合交付金152万8,000円につきましては、永平寺口駅周辺整備事業に伴う旧京都電燈古市変電所（レンガ館）の外観保存補強工事の設計委託料に係る国庫補助金を計上させていただきます。

次に、後段の地域の元気臨時交付金6,738万3,000円につきましては、平成24年度の国の補正予算に伴う緊急経済対策として行われました地域の元気臨時交付金の内示限度額が示されたことから、平成25年度分の交付金を計上させていただきます。

次に、款14県支出金、目4農林水産業費県補助金、有害鳥獣駆除対策事業補助金185万9,000円につきましては、有害鳥獣捕獲数が当初よりふえることが見込まれるため、県補助金の増額分を計上させていただきます。

次に、款17繰入金、ふるさと創生基金繰入金1,100万円の減額につきましては、地域の元気臨時交付金を松岡小学校校舎の改修工事に充当するため、当初、事業の財源として予定しておりましたふるさと創生基金繰入金の財源組み替えをさせていただきます。

次に、款18繰越金、目1繰越金、純繰越金4,295万8,000円につきましては、9月補正予算に係る財源といたしまして、平成24年度からの純繰越金を計上させていただきます。

37ページをお願いいたします。

款20町債、目1総務債、合併特例債6,500万円の減額につきましては、地域の元気臨時交付金を防災行政無線整備、本庁舎耐震補強工事に充当するため、当初、事業の財源として予定しておりました合併特例債の財源組み替えをさせていただきます。

以上、議案第33号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきまして、ご決議いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第7、議案第33号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第8 議案第34号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第8、議案第34号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(小林良一君) ただいま上程いただきました議案第34号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の44ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,697万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,372万3,000円とお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、45ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

48ページをお願いいたします。

款5諸支出金、償還金2,697万7,000円につきましては、平成24年度実績により国庫等への返還金、介護給付費及び地域支援事業交付金を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、47ページをお願いいたします。

款8繰越金、目1純繰越金、前年度よりの繰越金2,697万7,000円に

つきましては、9月補正予算に係る財源といたしまして、平成24年度からの純繰越金を計上させていただきました。

以上、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第8、議案第34号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第9 議案第35号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第10 議案第36号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第9、議案第35号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第10、議案第36号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第35号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第10、議案第36号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（川上昇司君）　ただいま一括上程いただきました議案第35号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第36号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、また地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、永平寺町税条例並びに永平寺町国民健康保険税条例について所要の改正をお願いするものでございます。

議案書の49ページから51ページをごらんください。

議案第35号、永平寺町税条例の一部を改正する内容といたしまして、本文第47条の2及び第47条の5につきましては公的年金からの特別徴収に関する一部改正で、公的年金に係る前年度分の個人住民税の特別徴収額につきまして、これまで前年分の2月に徴収していましたが4月、6月、8月に仮に徴収しておりましたものを前々年の個人住民税の2分の1に相当する額を4月から徴収することとする改正、特別徴収されている者が町外に転出した場合も特別徴収を継続できるように改正するものでございます。

附則第7条の4、第16条の3、第19条の6、第20条から20条の5につきましては、金融商品に係る損益通算を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式の変更に伴う改正でございます。現行では、損益通算は上場株式と配当と譲渡損益の間のみで認められており、株式の譲渡損失を預金債権の利子所得と損益通算できないなど、損益通算に制限があるものを国債や地方債、公社債等の特定公社債等の利子及び譲渡損益まで損益通算を拡大するものでございます。

なお、施行日につきましては、条例第47条の2及び第47条の5につきましては平成28年10月1日から、附則第7条の4、第16条の3、第19条の6、第20条から20条の5につきましては平成29年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の52ページから53ページをごらんください。

議案第36号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する内容といたしまして、附則第7項、第10項から19項の改正につきましては、永平寺町税条例

の一部改正と同様に金融商品に係る損益通算を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式の変更に伴う改正でございます。

なお、施行日につきましては、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上、議案第35号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第36号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について一括して提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 1点だけ。

これは本来6月の議会でかかるやつではないんですか。政令や省令が6月12日に来ているということは示してあるんですが、そうであっても、どう言ったらいいんですかね、9月の議会にするんでなしに、地方税法の改正は3月にあったわけですから、本来、6月の議会にしておくべきではなかったんですか。そうではないんですか。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（川上昇司君） 今ほどのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、政令、省令につきましては6月12日に公布されたということで、それ以降の直近の議会ということで、今9月議会が適切かと思ひまして上程させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第9、議案第35号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第10、議案第36号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第11 議案第37号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第11、議案第37号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（竹内貞美君） ただいま上程いただきました議案第37号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

議案書の54ページでございます。

今般、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、永平寺町火災予防条例について所要の改正を行うもので、内容につきましては、消防法施行令第37条、これは検定対象器具等の範囲を記したものでございますが、この中の各号の改正、見直しが行われたことにより、永平寺町火災予防条例31条の4、これは住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準でございます。この中の第4項、この4項は火災報知設備についての記述でございますが、この中で37条第7号から第7号の3までを37条第4号から第6号に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、平成26年4月1日からとなっております。

以上、よろしくご審議賜り、ご決議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第11、議案第37号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第12 議案第38号 町道の認定について～

～日程第13 議案第39号 町道の廃止及び認定変更について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第12、議案第38号、町道の認定についてと日程第13、議案第39号、町道の廃止及び認定変更についての2件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第38号、町道の認定についてと日程第13、議案第39号、町道の廃止及び認定変更についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(山下 誠君) ただいま一括上程いただきました議案第38号、町道の認定並びに議案第39号、町道の廃止及び認定変更について提案理由のご説明を申し上げます。

松岡吉野塚地区における中部縦貫自動車道及び国道416号バイパス道路改良工事と一般県道栃神谷鳴鹿森田線の完成により、花谷、轟、野中、浅見、牧福島の各地区の町道が廃止、寸断などによりまして地区内の道路形状が変化したため、道路法第8条第2項により3路線の町道の認定、及び道路法第10条第3項により旧路線の町道の廃止及び認定変更をお願いするものでございます。

議案書の55ページをお願いいたします。

議案第38号、町道の認定路線といたしまして、永平寺町松岡吉野塚、永平寺町牧福島から浅見、永平寺町大月から藤巻の各地区における3路線で総延長4,041.2メートルでございます。

次に、議案書の56ページをお開きください。

議案第39号、町道の廃止及び認定変更といたしまして、永平寺町松岡吉野塚、永平寺町花谷、永平寺町轟、永平寺町野中、永平寺町浅見の区域内における旧路線のうち、議案書の56ページの表中、合計5,227.1メートルの4路線の

廃止と議案書57ページの5路線の起点、終点の位置変更の合計延長2,116.1メートルから646.0メートルに変更するものでございます。

なお、起点、終点、変更等の内容につきましては、議案書の表のとおりでございます。また、議案書の58ページから61ページに、資料として新規路線図及び変更路線図を添付させていただきましたのでご参考としてください。

以上、簡単ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第12、議案第38号、町道の認定についてと日程第13、議案第39号、町道の廃止及び認定変更についての2件を、会議規則第39条第1項の規定により産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第14 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第14、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を議題といたします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第15 陳情第6号 道州制導入に反対する意見書採択について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第15、陳情第6号、道州制導入に反対する意見書採択についての件を議題といたします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日5日から8日までを休会といたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から8日までを休会とします。

9日は定刻より本会議を開催したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はどうもご苦勞さまでございました。

（午前11時 分 散会）